

横浜市の下水道事業における
PFI事業について

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課

現在13事業を実施中（段階：設計2、建設2、運営9、終了1）

施設種別	事業名	事業期間	現段階
上下水道	①下水道局改良土プラント増設・運営事業	約16年	管理運営
	②北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業	約22年	
	③川井浄水場再整備事業	約25年	
	④南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化事業	約24年	
	⑤北部汚泥資源化センター 汚泥処理・有効利用事業	約22年	設計・建設

- 1 汚泥処理・有効利用事業の概要
- 2 官民連携の事業スキーム
- 3 リスク分担について
- 4 モニタリングの体制について
- 5 PFIS事業における課題



1 汚泥処理・有効利用事業の概要

2 官民連携の事業スキーム

3 リスク分担について

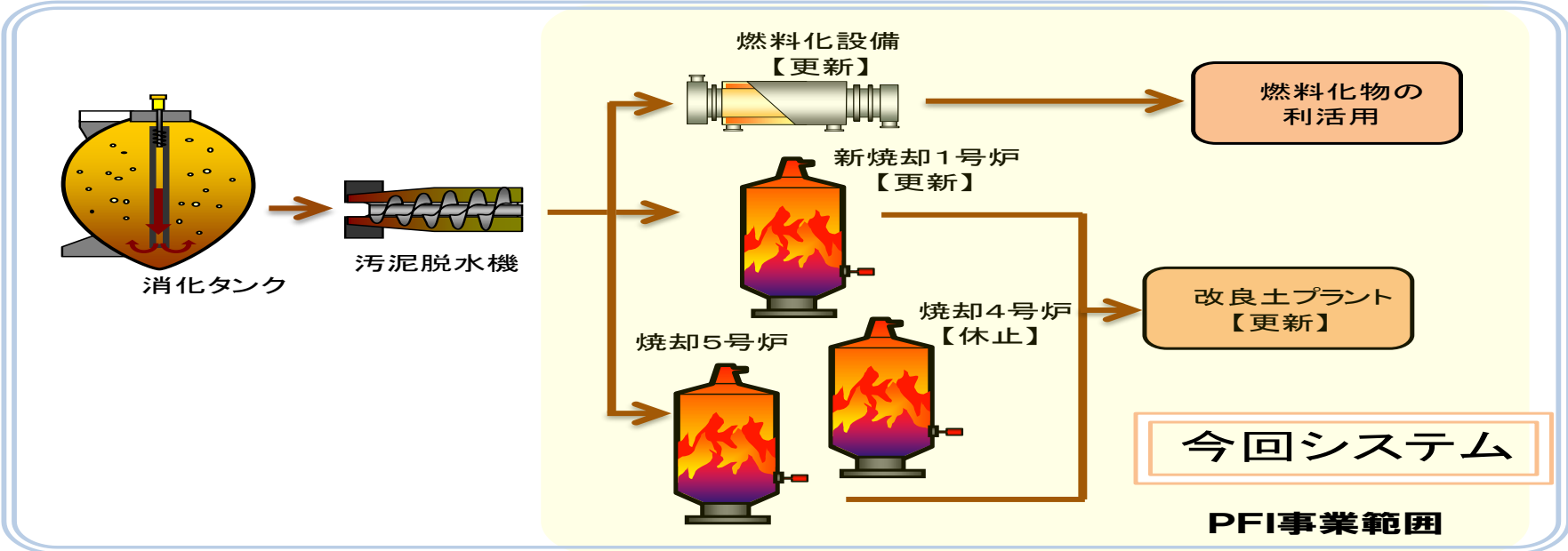
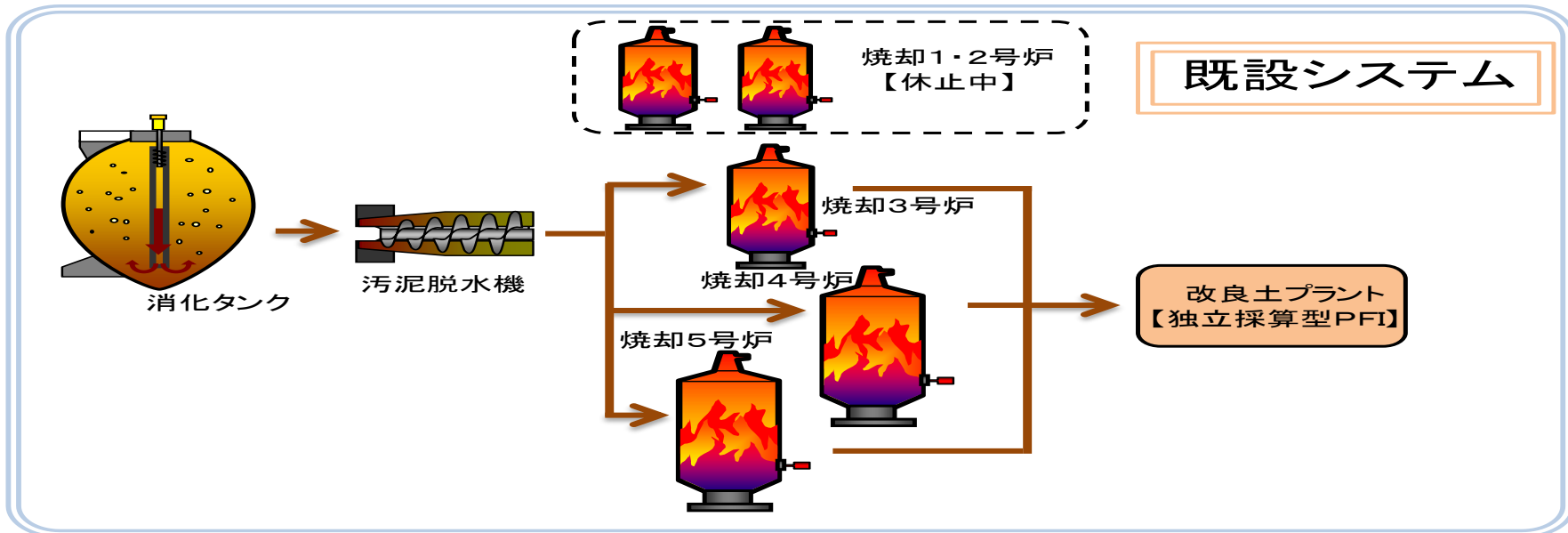
4 モニタリングの体制について

5 PFIS事業における課題



横浜市環境創造局
水環境事業のキャラクター
「かばのだいちゃん」

事業名称	横浜市環境創造局 北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効事業
事業方式	BTO方式／混合型
事業期間	2016年8月～2039年3月（全体供用開始：2022年4月） 設計・建設期間 5年7ヶ月 運営・維持管理期間 22年（既存焼却炉を2017年4月より管理開始）
事業者	株式会社横浜Bay Link ※JFEエンジニアリング（株）、奥多摩工業（株）等の出資によるSPC
事業費	約420億円 ※VFM 6.1%
業務概要	【設計・建設】 既設焼却炉（1、2、3号炉）を撤去して、新規燃料化施設、焼却炉を建設。 改良土プラントの更新。 【運営・維持管理】 既設並びに新規施設の運転・維持管理、燃料化物、改良土の販売。 24時間連続運転。



期待される主な事業効果について

1 コストの縮減

- ・ 事業契約時のVFMで約6.1%（約18億円）の縮減

2 温室効果ガス排出量の削減

- ・ 燃料化施設で年間約37%（約3,096t-CO₂）の削減
- ・ 有効利用先で年間約6,112t-CO₂の削減

3 循環型社会構築への貢献

- ・ 燃料化物により年間約2,623tの化石燃料の削減

4 安定した事業運営

- ・ 適切な役割分担による安定した事業運営等が可能
- ・ 20年間の長期的な有効利用先を確保

1 汚泥処理・有効利用事業の概要

2 官民連携の事業スキーム

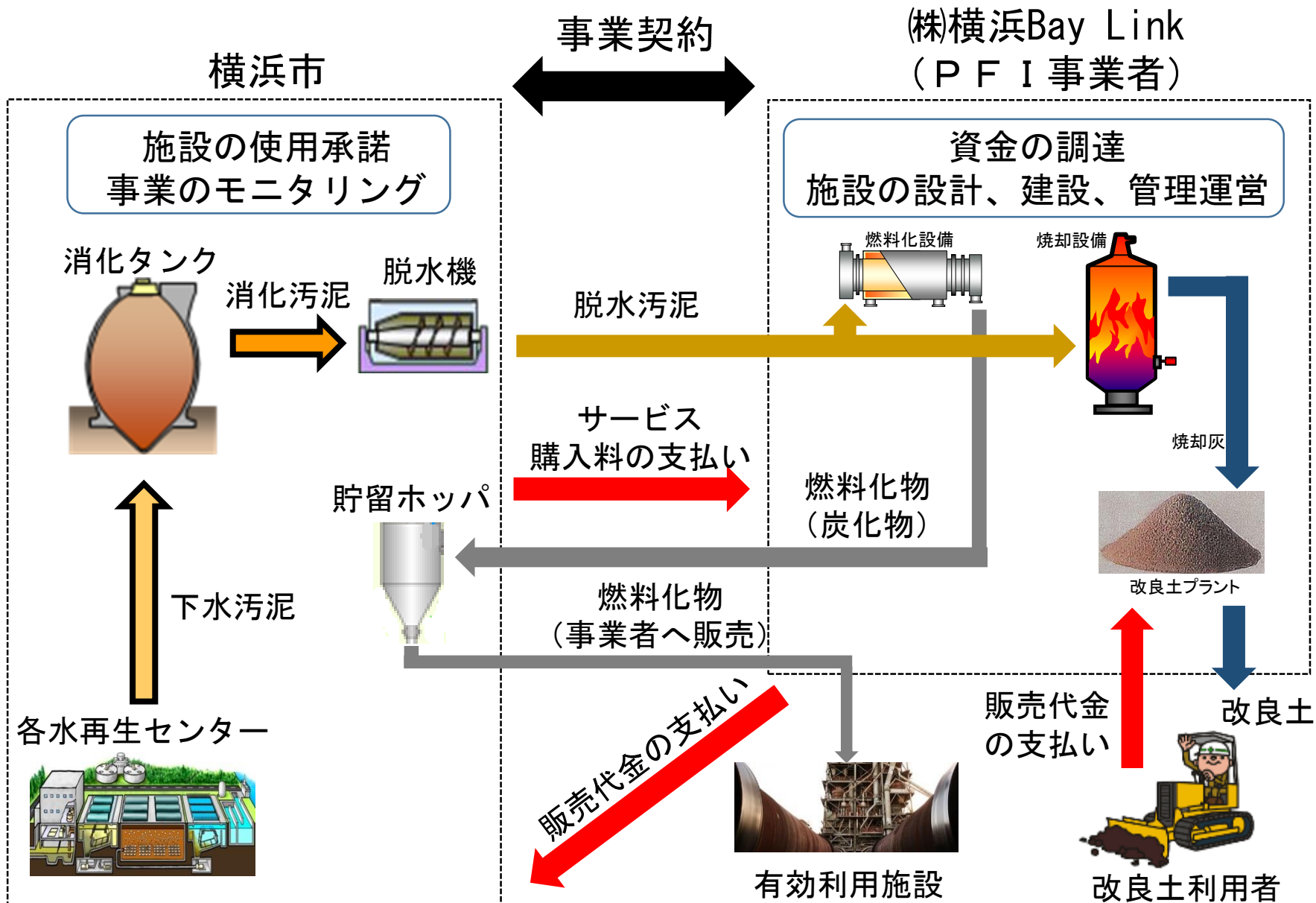
3 リスク分担について

4 モニタリングの体制について

5 PFIS事業における課題



横浜市環境創造局
水環境事業のキャラクター
「かばのだいちゃん」



1 汚泥処理・有効利用事業の概要

2 官民連携の事業スキーム

3 リスク分担について

4 モニタリングの体制について

5 PFIS事業における課題



横浜市環境創造局
水環境事業のキャラクター
「かばのだいちゃん」

法令変更による追加的な費用の負担割合

		市	事業者
1	法制度、許認可の新設・変更によるもの (本事業に影響を及ぼすもの)	100%	0%
2	消費税の変更によるもの (市の支払うサービス対価にかかるもの に限る)	100%	0%
3	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの	0%	100%
4	3以外で、本事業に影響を及ぼす税制度 の変更によるもの	100%	0%

1 汚泥処理・有効利用事業の概要

2 官民連携の事業スキーム

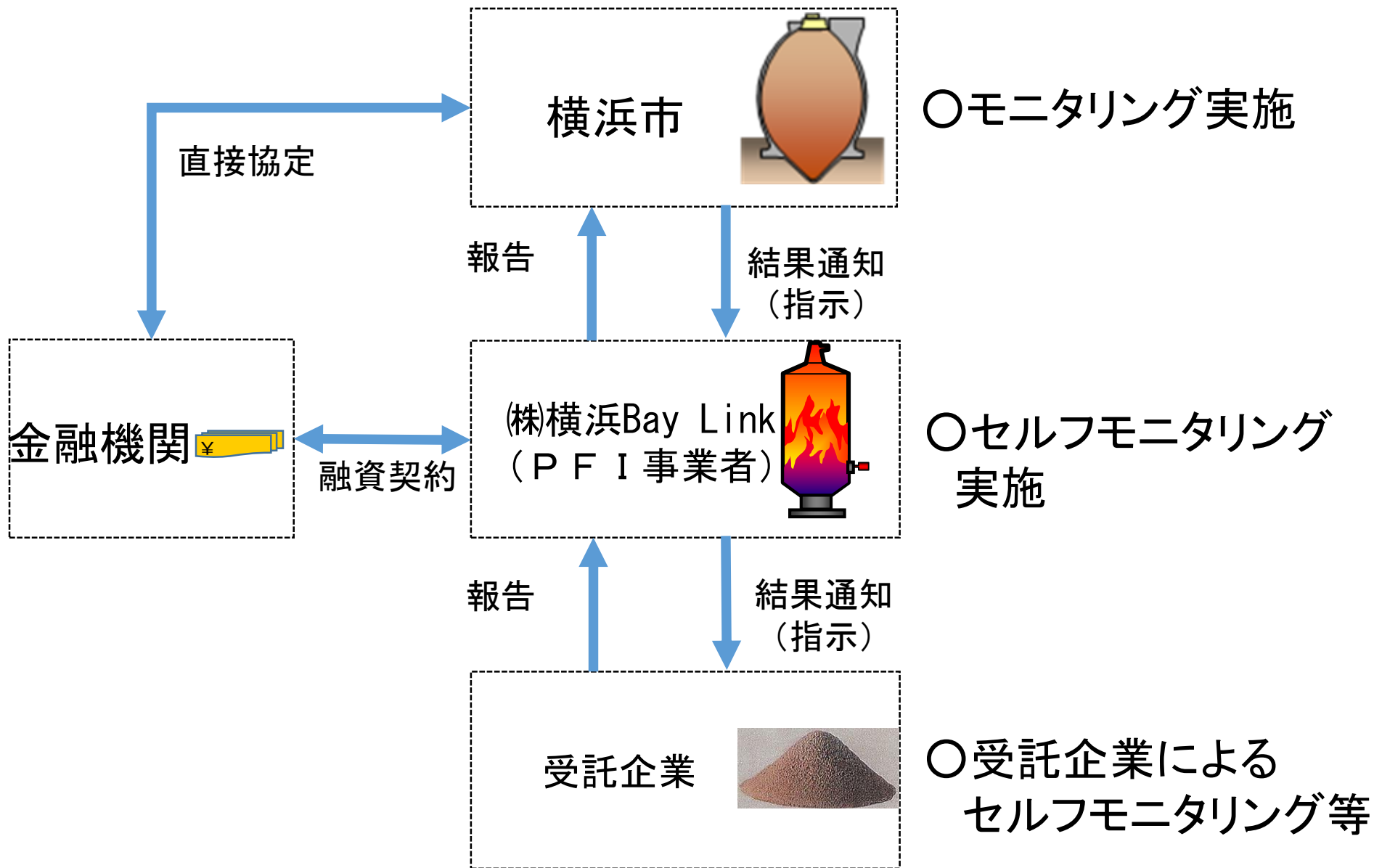
3 リスク分担について

4 **モニタリングの体制について**

5 PFIS事業における課題



横浜市環境創造局
水環境事業のキャラクター
「かばのだいちゃん」



1 汚泥処理・有効利用事業の概要

2 官民連携の事業スキーム

3 リスク分担について

4 モニタリングの体制について

5 **PFI事業における課題**



横浜市環境創造局
水環境事業のキャラクター
「かぼのだいちゃん」

1. 自治体・事業者の負担感

課 題		対 応
自治体	◆ PFIに関する知識・経験不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門組織設置による経験蓄積 ● コンサル等外部専門知識の活用 ● 独自ガイドライン作成
	◆ 事業者選定手続の時間コスト	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期に検討開始 ● 専門組織による早期支援・調整
	◆ 業務量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業ごとに職員を育成
事業者	◆ 手続きの煩雑さ（提出書類の作成等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 要求水準書(案)等の早期公表による準備期間の確保 ● 提案書類の簡素化（提出部数の最小化、データ受領等） ● 「公民協働事業応募促進報奨金」（本市独自制度）

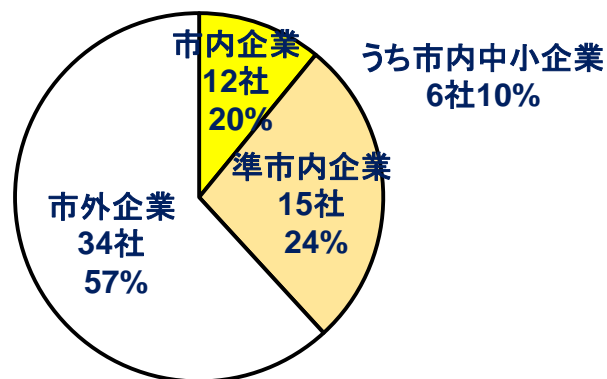
「公民協働事業応募促進報奨金」（平成18年度創設）の概要

本市や外郭団体等が実施する「公民協働事業」（PFIやESCO事業等）に応募し、優秀な事業提案をしたが、次点又は次次点等となった者に報奨金（予定価格により変動して最高300万円）を交付

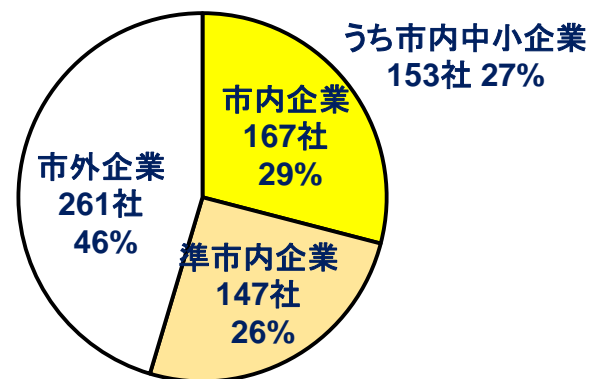
2. 地元中小企業の参入

課 題	対 応
<p>◆ PFI事業の多くは規模が大きいため、WTO政府調達協定の規定により、市内企業に限定した入札等が実施できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域活性化」を事業者選定審査での評価項目の一つとして設定 ● 落札者に、市内中小企業との連携協力を努めるよう依頼

【参考】市内企業等の参入状況（平成29年3月）



コンソーシアム参画企業（のべ61社）



SPCからの受注企業：建設段階（のべ575社）

3. 適正な運営確保

課 題	対 応
<p>◆ PFI事業は長期にわたるものであり、安定的・継続的なサービスを確保していくためには、要求水準書等に即したモニタリングが不可欠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管局による定期的なモニタリングを実施 ● 書面だけでなく、現地確認も適宜実施 ● 「民間資金等活用事業審査委員会」において、外部専門家の視点から各事業の進捗状況を毎年確認 <p>委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員3名 (PFI・金融・行財政一般に精通した有識者) ・ 専門委員2～3名程度 (事業毎の専門分野に関する有識者)

事業担当者の所感

- ・専門知識(金融や法務等)が必要な場面や、専門家とのやり取りがあります。
 - ➡ 毎年の決算報告、税制の改正、規制機関との調整。
- ・仕組みやルールを構築する機会が多いです。
 - ➡ モニタリング実施計画や事業者へのサービス購入料支払方法等、仕組みやルールを自ら構築しなければならない場合が多いです。
- ・直営とPFI事業者との管理運営の管理区分等の協議があります。
 - ➡ 同一敷地内に直営管理とPFI事業による管理が隣接する場合、管理区分についての調整が必要になります。

ご静聴ありがとうございました。

横浜市環境創造局のPFI事業について

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/>

